

お知らせ

2019 年 11 月 22 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請を行いました
— 常設直流電源設備（3 系統目）等の運用に係る手順等を新たに規定 —

当社は、本日、原子炉等規制法に基づき、川内原子力発電所 1，2 号機の常設直流電源設備（3 系統目）※の設置等に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書を、原子力規制委員会へ提出しました。

今回の変更は、常設直流電源設備（3 系統目）の設置等に伴い、運転上の制限や運用に係る手順等を新たに規定するものです。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

以 上

※ 常設直流電源設備（3 系統目）

全交流動力電源が喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する設備。

新規規制基準において、現在設置済である 2 系統の直流電源設備に加え、もう 1 系統の特に高い信頼性を有する電源設備の設置が要求されているため、各号機に常設直流電源設備（3 系統目）を設置するもの。